

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和3年（2021年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 訴訟外のもの

本市は、本市の業務に関して発生した事故18件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和3年4月9日 石狩市 フェイストランス 株式会社	令和3年2月25日、札幌市東区北44条東8丁目において、本市の塵芥車が、停車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	732,612円
2	令和3年4月26日 札幌市清田区在住者	令和3年3月17日、札幌市厚別区厚別中央1条7丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、街路樹の添木が倒れたことにより損傷したもの	228,020円
3	令和3年5月16日 札幌市北区在住者	令和3年4月21日、札幌市北区あいの里1条6丁目において、本市が管理する道路から施設の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、通過した際に跳ね上がった当該道路の縁石により損傷したもの	101,100円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	令和3年5月17日 江別市在住者	令和3年4月18日、札幌市中央区南7条西2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	4,756円
5	令和3年5月17日 札幌市中央区在住者	令和3年4月19日、札幌市中央区南13条西22丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	4,200円
6	令和3年5月25日 札幌市北区在住者	令和3年4月18日、札幌市北区新川西1条1丁目において、本市が管理する道路から民有地に入ろうとした相手方の自動車が、歩道上に生じた段差により損傷したものの	35,437円
7	令和3年5月26日 札幌市手稲区在住者	令和3年4月22日、札幌市手稲区新発寒5条4丁目において、本市の業務用のリース車から降車する際に開けたドアが、駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したものの	362,406円
8	令和3年6月12日 札幌市厚別区在住者	令和2年10月26日、札幌市厚別区厚別東2条5丁目において、本市が管理する街路樹の根が、相手方の敷地内に越境し、当該敷地内の地面の舗装を損傷したものの	41,580円
9	令和3年6月26日 札幌市東区在住者	令和3年6月6日、札幌市東区東苗穂9条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	8,847円
10	令和3年6月28日 札幌市東区在住者	令和3年5月1日、札幌市白石区東札幌2条6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	17,853円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
11	令和3年6月28日 札幌市西区在住者	令和3年5月20日、札幌市中央区宮の森2条16丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	6,623円
12	令和3年7月6日 札幌市南区在住者	令和3年5月18日、札幌市南区川沿4条2丁目において、本市の業務に従事する看護師が建物のドアを適切に閉めなかったことにより、当該ドアが停車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	68,515円
13	令和3年7月30日 札幌市東区 エクセルシオール セラ北36条管理組合	令和3年6月27日、札幌市東区北36条東14丁目において、相手方が管理するマンションのペランダの柵のガラスが、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	83,600円
14	令和3年8月6日 札幌市西区在住者	令和3年6月4日、札幌市手稲区稲穂4条2丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、清掃活動中に校舎から落下した網戸により損傷したもの（番号15と同一の事故）	203,412円
15	令和3年8月6日 札幌市手稲区在住者	令和3年6月4日、札幌市手稲区稲穂4条2丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、清掃活動中に校舎から落下した網戸により損傷したもの（番号14と同一の事故）	124,388円
16	令和3年8月11日 札幌市厚別区在住者	令和3年7月14日、札幌市厚別区厚別東5条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路の一部が沈下して生じた突出箇所により損傷したもの	266,266円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
17	令和3年8月16日 札幌市北区在住者	令和元年12月2日、本市の職員が相手方の住居に誤った街区の住居番号を付けたことにより、相手方の生活に支障を生じさせたもの（番号18と同一の事故）	25,000円
18	令和3年8月16日 札幌市北区在住者	令和元年12月2日、本市の職員が相手方の住居に誤った街区の住居番号を付けたことにより、相手方の生活に支障を生じさせたもの（番号17と同一の事故）	25,000円

2 訴訟によるもの

本市は、損害賠償請求事件2件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	和解の概要
1	令和3年5月21日 札幌簡易裁判所 令和2年(ハ)第30871号 損害賠償（交通）請求 事件	札幌市豊平区在住者	<p>(1) 平成31年2月7日、札幌市豊平区豊平2条6丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車とが接触し、当該自動車が損傷した事故について、本市は、相手方に対し、本件和解金として、181,085円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(3) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、他</p>

			<p>に何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>
2	<p>令和3年7月27日 札幌地方裁判所 令和2年(ワ)第1232号 損害賠償請求事件</p>	<p>札幌市南区在住者</p>	<p>(1) 令和2年2月26日、札幌市中央区南24条西7丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車は、当該道路上の穴により損傷した事故について、本市は、相手方に対し、本件解決金として、284,669円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(3) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>